

生活環境影響調査結果 中間報告

1. 調査目的

日向東臼杵広域連合が計画している一般廃棄物最終処分場が、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についてあらかじめ調査・予測・評価を行い、環境保全のための措置を検討したうえで、生活環境影響調査書を作成する。同調査書は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物処理施設設置届に添付するものである。

2. 調査項目

一般廃棄物最終処分場の建設に伴う生活環境影響要因と調査項目の関連は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 平成 18 年 9 月）」（以下「調査指針」と呼ぶ。）に準拠し、表 1 に示す調査項目を設定した。

表 1 生活環境影響要因と調査項目

調査事項			影響要因	処理水の放流	施設の流出からの浸出	最終処分場の存在	施設（浸出水処理施設）の稼働	埋立作業	施設の（埋立地）からの悪臭の発生	廃棄物運搬車両の走行
大気環境	大気質	粉じん						○		
		二酸化窒素(NO ₂)								○
		浮遊粒子状物質(SPM)								○
	騒音振動	騒音レベル					○	○		○
		振動レベル					○	○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度、又は臭気指数(臭気濃度)							○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量(BOD)	○							
		化学的酸素要求量(COD)	○							
		全りん(T-P)、全窒素(T-N)	○							
		ダイオキシン類	○							
		浮遊物質質量(SS)	○							
		その他必要な項目※	○							
	地下水	地下水の流れ				○				
		地下水の水質				○				

※その他必要な項目：生活環境項目、健康項目

3. 現地調査計画

3.1 調査概要

3.1.1 調査項目

現地調査の項目及び実施概要は、表 2 に示すとおりである。各項目の調査地点や調査方法等は、「調査指針」に準拠している。

大気質は粉じん等の発生が抑制される降雨期（6 月、10 月）を除いた 2 季として夏季及び冬季に実施する。大気質のうち、風向・風速調査は通年で実施する。

騒音振動は「騒音に係る環境基準の評価マニュアル（一般地域編 平成 27 年 10 月 環境省）」及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル（道路に面する地域編 平成 27 年 10 月 環境省）」において、「騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈する日」として秋季が選定されている。したがって、本調査においても騒音振動は秋季に実施する。交通量調査についても同様の理由で秋季に実施する。

悪臭は夏季に発生しやすい（気温の影響）ため、同季節に調査を実施する。

水質は 4 季で実施し、地下水位は通年の調査とする。

表 2 各項目の実施概要

調査項目		調査地点	調査時期
大気質 (埋立作業)	粉じん	3 地点	夏季、冬季 1 週間/季
	風向・風速	1 地点	通年
大気質 (廃棄物運搬車両)	二酸化窒素(NO ₂)	1 地点	夏季、冬季 1 週間/季
	浮遊粒子状物質(SPM)	1 地点	夏季、冬季 1 週間/季
騒音 (埋立作業、施設稼働)	騒音レベル	3 地点	秋季 平日 24 時間/季
騒音 (廃棄物運搬車両)	騒音レベル	1 地点	秋季 平日 12 時間/季
振動 (埋立作業、施設稼働)	振動レベル	2 地点	秋季 平日 24 時間/季
振動 (廃棄物運搬車両)	振動レベル	1 地点	秋季 平日 12 時間/季
	地盤卓越振動	1 地点	秋季 平日 12 時間/季
交通量		1 地点	秋季 平日 12 時間/季
悪臭	特定悪臭物質(22 項目)	3 地点	夏季
	臭気指数(臭気濃度)	3 地点	夏季
水質	BOD,COD,T-P,T-N,SS,pH,大腸菌数,DO,ダイオキシン類※,健康項目※,水道水質基準項目※等	7 地点	4 季
地下水	地下水位	6 地点	通年
	地下水の水質	6 地点	4 季

※ダイオキシン類、健康項目、水道水質基準項目は 1 季

3.1.2 調査時期

調査時期は、表 3 に示すとおりである。調査は令和 7 年の 1 月（冬季）から 1 年間実施する。令和 7 年 1 月の冬季調査として、粉じん、NO₂、SPM、水質（河川）、水質（地下水）を、令和 7 年 4 月の春季調査は水質（河川）、水質（地下水）を、令和 7 年 7 月の夏季調査は、粉じん、NO₂、SPM、悪臭、水質（河川）、水質（地下水）を、令和 7 年 1 0 月の秋季調査は騒音振動、交通量、水質（河川）、水質（地下水）を実施する予定である。風向・風速及び地下水位は令和 7 年 1 月から通年で調査を行う。

表 3 調査時期

実施 内容	冬			春			夏			秋			冬													
	令和 7 年															令和 8 年										
	1 月	2 月		3 月		4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月		1 月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中
粉じん																										
風向・ 風速																										
NO ₂ 、 SPM																										
騒音 振動																										
交通量																										
悪臭																										
水質																										
地下水 (地下水位)																										
地下水 (地下水水質)																										

実施済

4. 調査結果

4.1 大気質

4.1.1 調査地点及び調査方法

調査地点及び地点設定根拠は、表 4 に示すとおりである。

風向・風速の調査地点は事業予定地内、粉じんの調査地点（ロウポリウムエアサンプラーの設置）は小田集落、仮迫集落及び小川吐集落、二酸化窒素・浮遊粒子状物質の調査地点は搬入道路沿いの沿道とする（図 1 参照）。

表 4 調査地点の設定根拠

項目	調査地点	環境影響要因	設定根拠
風向・風速	事業予定地内	施設の稼働 (埋立作業)	・事業予定地内で標高が高く開けた空間
粉じん	小田集落 小川吐集落 仮迫集落	施設の稼働 (埋立作業)	・事業予定地付近 ・背後に遮蔽物がなく開けた空間
二酸化窒素(NO ₂)	搬入道路沿いの沿道	廃棄物運搬車両の走行	・搬入道路付近 ・背後に遮蔽物がなく開けた空間 ・観測小屋の設置スペースを確保 ・周辺の電柱から電源を確保
浮遊粒子状物質(SPM)			



図 1 大気質（粉じん、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、風向・風速）の調査地点

表 5 調査項目及び調査方法

調査項目	調査方法	時期・回数
風向・風速	風向・風速計による測定	通 年（2025 年 1 月～2026 年 1 月）
粉じん	ローボリウムエアサンプラーを使用した濾過捕集による重量濃度測定(JIS Z 8814)	冬季（2025 年 1 月）1 回 夏季（2026 年 7 月）1 回 計 2 回
二酸化窒素（NO ₂ ）	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号）に規定された測定方法	冬季（2025 年 1 月）1 回 夏季（2026 年 7 月）1 回 計 2 回
浮遊粒子状物質（SPM）	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号）に規定された測定方法	

4.1.2 調査結果（粉じん）【写真集 1 ページ】

粉じんの調査結果を表 6 に示す。また、日別粉じん量を図 2 に示す。粉じん量に環境基準値は存在しないが、室内環境を保全するための空気調和設備（エアコン等）に係る技術上の基準値と比較すると 1/10～1/20 程度となっている。

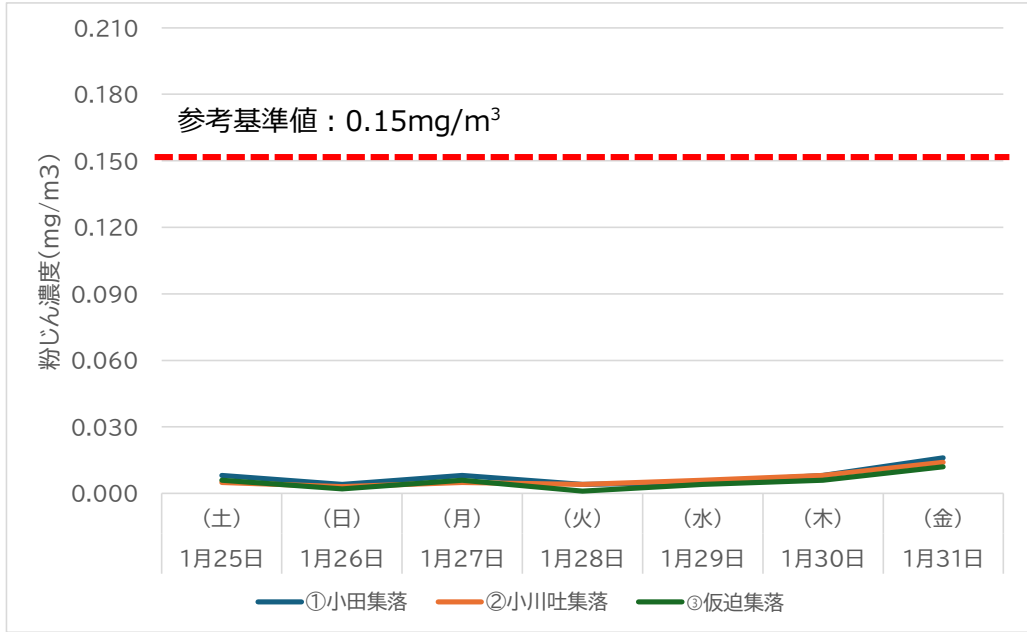
■粉じんの調査結果

- 冬季調査結果では 1/31（金）が他の測定日より高い値を示している。
- 参考とする技術上の基準値と比較しても十分低い値で推移している。

表 6 調査結果（粉じん）

単位：mg/m³

測定日 測定場所	1 月 25 日 (土)	1 月 26 日 (日)	1 月 27 日 (月)	1 月 28 日 (火)	1 月 29 日 (水)	1 月 30 日 (木)	1 月 31 日 (金)
①小田集落	0.008	0.004	0.008	0.004	0.005	0.008	0.016
②小川吐集落	0.005	0.003	0.005	0.004	0.006	0.008	0.014
③仮迫集落	0.006	0.002	0.006	0.001	0.004	0.006	0.012



※参考基準値は「建築物衛生法」における「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」

図 2 日別粉じん量

4.1.3 調査結果（風向風速）【写真集 1 ページ】

風向の調査結果を表 7 に、風速階級の調査結果を表 8 に示す。また、風配図を図 3～図 5 に示す。事業予定地内における全日の最多風向及びその出現頻度は東北東が最も多く 11.6%、次いで西南西及び西が 8.6%であった。

■風向の調査結果

- 冬季調査結果における風向は東北東からの風が最も多く見られた。
- 粉じんが舞うとされる風速 5.5m/s 以上の風はなかった。

表 7 風向の測定結果

	風向（回数）			風向（％）		
	全日	昼間	夜間	全日	昼間	夜間
北	49	16	33	1.6	1.2	1.8
北北東	78	32	46	2.5	2.4	2.5
北東	194	145	49	6.2	11.1	2.7
東北東	266	225	41	8.5	17.2	2.2
東	166	147	19	5.3	11.2	1.0
東南東	94	79	15	3.0	6.0	0.8
南東	42	38	4	1.3	2.9	0.2
南南東	45	33	12	1.4	2.5	0.7
南	35	23	12	1.1	1.8	0.7
南南西	75	39	36	2.4	3.0	2.0
南西	192	103	89	6.1	7.9	4.9
西南西	269	61	208	8.6	4.7	11.3
西	199	38	161	6.3	2.9	8.8
西北西	91	23	68	2.9	1.8	3.7
北西	53	19	34	1.7	1.5	1.9
北北西	41	9	32	1.3	0.7	1.7
静穏	1255	280	975	39.9	21.4	53.2
合計	3144	1310	1834	100	100	100

※昼間：8 時～17 時

※夜間：18 時～7 時

※四捨五入の関係で合計が 100%にならない場合がある。

表 8 風速階級の測定結果

風速階級	回数			%		
	全日	昼間	夜間	全日	昼間	夜間
0.4 未満	931	268	663	29.6	17.2	41.8
0.4 以上～0.9 以下	1402	686	716	44.6	44.1	45.1
1.0 以上～1.9 以下	558	388	170	17.7	24.9	10.7
2.0 以上～2.9 以下	166	135	31	5.3	8.7	2.0
3.0 以上～3.9 以下	63	56	7	2.0	3.6	0.4
4.0 以上～5.9 以下	24	23	1	0.8	1.5	0.1
6.0 以上～7.9 以下	0	0	0	0.0	0.0	0.0
8.0 以上	0	0	0	0.0	0.0	0.0
合計	3144	1556	1588	100	100	100

※Calm は 0.4m/s 以下とした。
※四捨五入の関係で合計が 100%にならない場合がある。

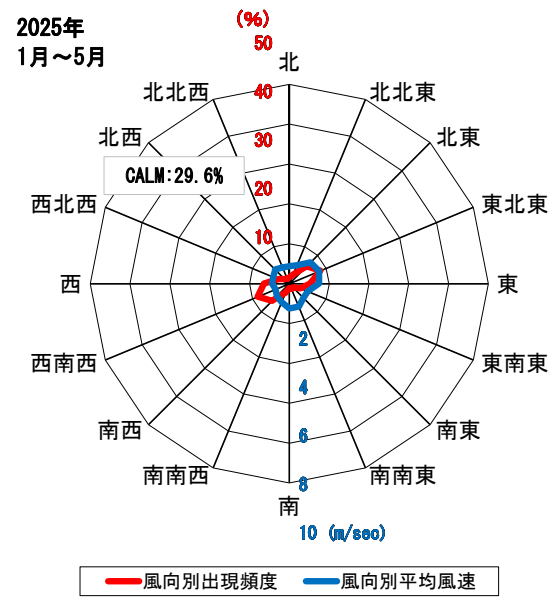


図 3 調査結果（風向風速：全日）

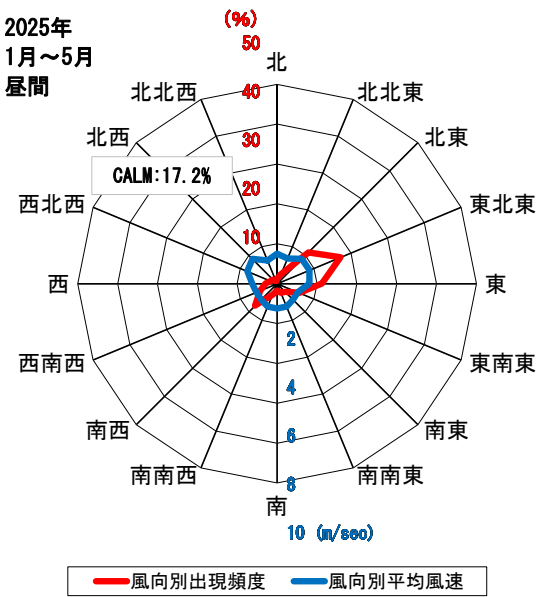


図 4 調査結果（風向風速：昼間 8～17 時）

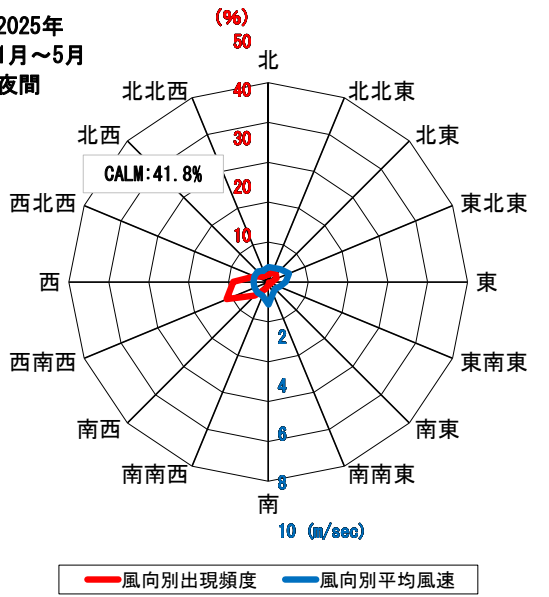


図 5 調査結果（風向風速：夜間 18～7 時）

表 9 ビューフォート風力階級表

風力階級	開けた平らな地面から10mの高さにおける相当風速				説明	
	kt	m/s	km/h	mile/h	陸上	海上
0	1未満	0.0から0.3未満	1未満	1未満	静穏。煙はまっすぐに昇る。	鏡のような海面。
1	1以上4未満	0.3以上1.6未満	1以上6未満	1以上4未満	風向は、煙がなびくのでわかるが風見には感じない。	うろこのようなさざなみができるが、波がしらにあわはない。
2	4以上7未満	1.6以上3.4未満	6以上12未満	4以上8未満	顔に風を感じる。木の葉が動く。風見も動き出す。	小波の小さいもので、まだ短いのがはっきりしてくる。波がしらはなめらかに見え、砕けていない。
3	7以上11未満	3.4以上5.5未満	12以上20未満	8以上13未満	木の葉や細い小枝がたえず動く。軽い旗が開く。	小波の大きいもの、波がしらが砕けはじめる。あわはガラスのように見える。ところどころ白波が現れることがある。
4	11以上17未満	5.5以上8.0未満	20以上29未満	13以上19未満	砂ほこりが立ち、紙片が舞い上がる。小枝が動く。	波の小さいもので、長くなる。白波がかなり多くなる。
5	17以上22未満	8.0以上10.8未満	29以上39未満	19以上25未満	葉のあるかん木がゆれはじめる。池や沼の水面に波がしらが立つ。	波の中ぐらいのもので、いっそうはっきりして長くなる。白波がたくさん現れる。（しぶきを生ずることもある。）
6	22以上28未満	10.8以上13.9未満	39以上50未満	25以上32未満	大枝が動く。電線が鳴る。かさは、さしにくい。	波の大きいものができはじめる。いたるところで白くあわだった波がしらの範囲がいっそう広くなる。（しぶきを生ずることが多い。）
7	28以上34未満	13.9以上17.2未満	50以上62未満	32以上39未満	樹木全体がゆれる。風に向かつては歩きにくい。	波はますます大きくなり、波がしらが砕けてできた白いあわは、すじをひいて風下に吹き流されはじめる。
8	34以上41未満	17.2以上20.8未満	62以上75未満	39以上47未満	小枝が折れる。風に向かつては歩けない。	大波のやや小さいもので長さが長くなる。波がしらの端は砕けて水けむりとなりはじめる。あわは明りょうなすじをひいて風下に吹き流される。
9	41以上48未満	20.8以上24.5未満	75以上89未満	47以上55未満	人家にわずかの損害がおこる。（煙突が倒れ、かわらがはがれる。）	大波。あわは濃いすじをひいて風下に吹き流される。波がしらはのめり、くずれ落ち、逆巻きはじめる。しぶきのため視程がそこなわれることもある。
10	48以上56未満	24.5以上28.5未満	89以上103未満	55以上64未満	陸地の内部ではめずらしい。樹木がねこそぎになる。人家に大損害がおこる。	波がしらが長くのしかかるような非常に高い大波。大きなかたまりとなったあわは濃い白色のすじをひいて風下に吹き流される。海面は全体として白く見える。波のくずれかたは、はげしく衝撃的になる。視程はそこなわれる。
11	56以上64未満	28.5以上32.7未満	103以上118未満	64以上73未満	めったにおこらない。広い範囲の破壊を伴う。	山のように高い大波。（中小船舶は、一時波の陰にみえなくなることもある）海面は、風下に吹き流された長い白いあわのかたまりで完全におおわれる。いたるところで波がしらの端が吹き飛ばされて水けむりとなる。視程はそこなわれる。
12	64以上	32.7以上	118以上	73以上	－	大気は、あわとしぶきが充満する。海面は、吹き飛ばしぶきのために完全に白くなる。視程は、著しくそこなわれる。

出典：環境省資料



図 6 建設候補地と風向の関係



図 7 建設候補地と風向のイメージ (参考)

4.1.4 調査結果 (大気質) 【写真集 5 ページ】

浮遊粒子状物質 (SPM) の調査結果を表 10 に、二酸化窒素 (NO₂) の調査結果を表 11 に示す。調査期間における浮遊粒子状物質 (SPM) の平均値は 0.005~0.010 mg/m³、二酸化窒素 (NO₂) の平均値は 0~0.002ppm であった。

■大気質の調査結果

- 冬季調査結果では浮遊粒子状物質 (SPM)、二酸化窒素 (NO₂) のいずれも各項目において環境基準値より低い値であった。

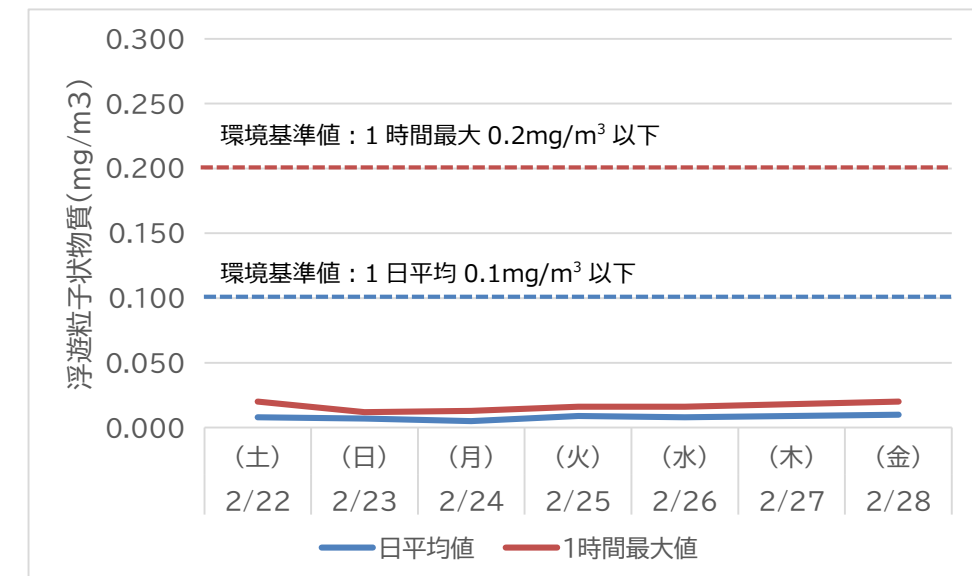


図 8 浮遊粒子状物質 (SPM) の履歴

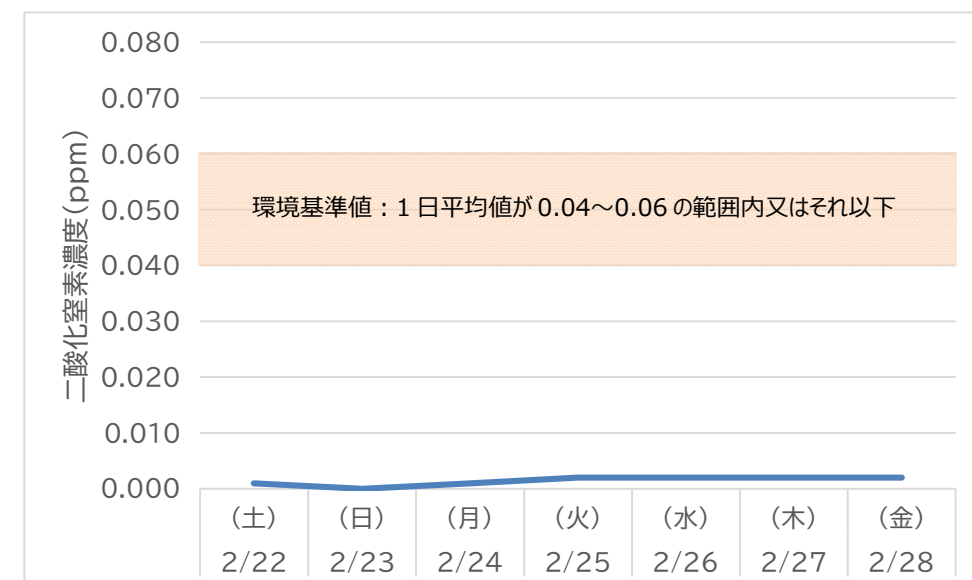


図 9 二酸化窒素 (NO₂) の履歴

表 10 調査結果（浮遊粒子状物質（SPM））

単位：mg/m³

日付 時間	2/22 (土)	2/23 (日)	2/24 (月)	2/25 (火)	2/26 (水)	2/27 (木)	2/28 (金)	平均値	最高値	最低値
0～ 1	0.004	0.002	0.004	0.003	0.011	0.006	0.005	0.005	0.011	0.002
1～ 2	0.003	0.007	0.002	0.003	0.010	0.008	0.005	0.005	0.010	0.002
2～ 3	0.005	0.007	0.002	0.004	0.008	0.005	0.003	0.005	0.008	0.002
3～ 4	0.002	0.010	0.007	0.006	0.010	0.005	0.004	0.006	0.010	0.002
4～ 5	0.001	0.010	0.006	0.006	0.009	0.004	0.008	0.006	0.010	0.001
5～ 6	0.006	0.009	0.003	0.011	0.009	0.006	0.018	0.009	0.018	0.003
6～ 7	0.010	0.010	0.007	0.016	0.015	0.016	0.020	0.013	0.020	0.007
7～ 8	0.014	0.006	0.013	0.015	0.016	0.018	0.019	0.014	0.019	0.006
8～ 9	0.013	0.005	0.007	0.014	0.008	0.012	0.016	0.011	0.016	0.005
9～10	0.011	0.002	0.007	0.011	0.006	0.008	0.017	0.009	0.017	0.002
10～11	0.009	0.003	0.003	0.015	0.007	0.009	0.014	0.009	0.015	0.003
11～12	0.005	0.007	0.004	0.013	0.008	0.005	0.006	0.007	0.013	0.004
12～13	0.003	0.012	0.004	0.011	0.004	0.003	0.009	0.007	0.012	0.003
13～14	0.013	0.008	0.004	0.011	0.009	0.003	0.005	0.008	0.013	0.003
14～15	0.014	0.007	0.004	0.008	0.004	0.006	0.006	0.007	0.014	0.004
15～16	0.020	0.007	0.005	0.010	0.006	0.008	0.005	0.009	0.020	0.005
16～17	0.018	0.010	0.010	0.016	0.014	0.016	0.012	0.014	0.018	0.010
17～18	0.008	0.010	0.006	0.009	0.009	0.018	0.013	0.010	0.018	0.006
18～19	0.009	0.007	0.009	0.010	0.008	0.015	0.011	0.010	0.015	0.007
19～20	0.011	0.005	0.006	0.009	0.010	0.008	0.008	0.008	0.011	0.005
20～21	0.003	0.009	0.005	0.006	0.008	0.010	0.004	0.006	0.010	0.003
21～22	0.005	0.008	0.004	0.005	0.003	0.006	0.007	0.005	0.008	0.003
22～23	0.003	0.008	0.004	0.004	0.003	0.008	0.008	0.005	0.008	0.003
23～24	0.005	0.004	0.003	0.002	0.002	0.003	0.008	0.004	0.008	0.002
平均値	0.008	0.007	0.005	0.009	0.008	0.009	0.010	0.008		
最高値	0.020	0.012	0.013	0.016	0.016	0.018	0.020		0.020	
最低値	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003	0.003			0.001

表 11 調査結果（二酸化窒素（NO₂））

単位：ppm

日付 時間	2/22 (土)	2/23 (日)	2/24 (月)	2/25 (火)	2/26 (水)	2/27 (木)	2/28 (金)	平均値	最高値	最低値
0～ 1	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000
1～ 2	0.001	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000
2～ 3	0.001	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000
3～ 4	0.002	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.001	0.001	0.002	0.000
4～ 5	0.001	0.000	0.000	0.002	0.000	0.001	0.000	0.001	0.002	0.000
5～ 6	0.001	0.000	0.000	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.000
6～ 7	0.002	0.001	0.001	0.003	0.003	0.002	0.003	0.002	0.003	0.001
7～ 8	0.005	0.002	0.003	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005	0.006	0.002
8～ 9	0.004	0.002	0.001	0.005	0.006	0.005	0.005	0.004	0.006	0.001
9～10	0.002	0.001	0.001	0.007	0.006	0.006	0.004	0.004	0.007	0.001
10～11	0.002	0.000	0.002	0.009	0.005	0.008	0.002	0.004	0.009	0.000
11～12	0.001	0.000	0.001	0.002	0.004	0.003	0.001	0.002	0.004	0.000
12～13	0.001	0.000	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.000
13～14	0.002	0.000	0.001	0.001	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003	0.000
14～15	0.001	0.000	0.001	0.001	0.002	0.002	0.003	0.001	0.003	0.000
15～16	0.001	0.000	0.001	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003	0.000
16～17	0.002	0.000	0.001	0.004	0.003	0.002	0.002	0.002	0.004	0.000
17～18	0.002	0.000	0.002	0.003	0.003	0.004	0.001	0.002	0.004	0.000
18～19	0.000	0.000	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.000
19～20	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.002	0.001	0.001	0.002	0.000
20～21	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000	0.001	0.000
21～22	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001	0.000
22～23	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000
23～24	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000
平均値	0.001	0.000	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002		
最高値	0.005	0.002	0.003	0.009	0.006	0.008	0.006		0.009	
最低値	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000			0.000

4.2 水質（河川水質）

4.2.1 調査地点及び調査方法【写真集 7 ページ】

水質調査は、「水質調査方法」（昭和 46 年環境庁水質保全局）に基づいた方法により採水し、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）に定める方法により分析を行った。

調査地点の設定根拠は、表 13 に示すとおりである。

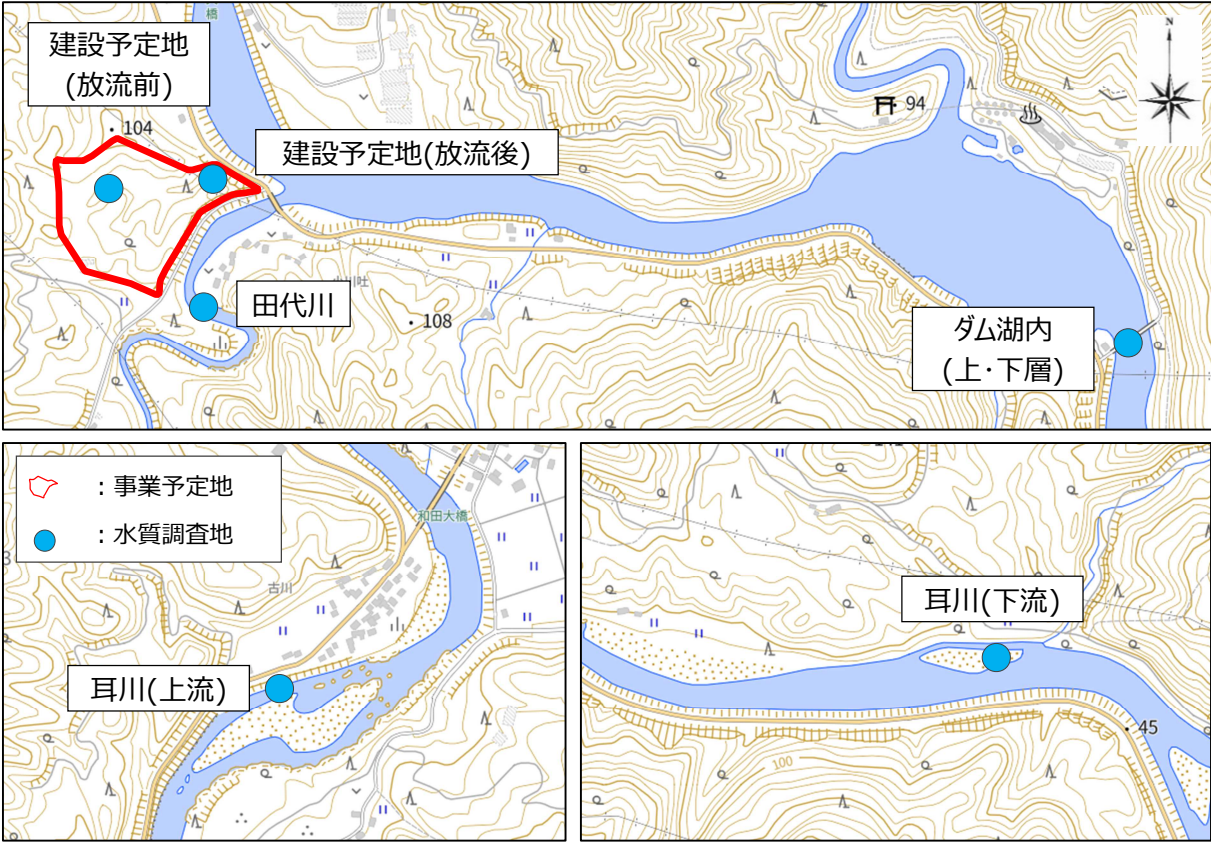
河川の水質調査地点は、建設予定地（放流前後）、田代川、大内原ダム湖内（上層・下層）、耳川（上流、下流）とする。

表 12 測定方法

環境影響要因	採水方法	調査時期
河川の水質	陸上から河川へアクセスし、バケツ等による直接採水又は橋上からバンドーン採水器を降ろして採水する。採水の部位は、水面から水深の二割程度の深さとする。ダム湖内については上下層の 2 地点を採水する。	夏季(2025 年 7 月)1 回 秋季(2025 年 10 月)1 回 冬季(2025 年 1 月)1 回 春季(2025 年 4 月)1 回 計 4 回

表 13 調査地点の設定根拠

項目	調査地点	環境影響要因	設定根拠
河川の水質	建設予定地(放流前後)、田代川、大内原ダム湖内(上層・下層)、耳川(上流、下流)	施設からの浸透水の流出又は浸出液処理設備からの処理水の放流	・浸出水処理施設予定地付近 ・建設候補地に隣接する田代川 ・耳川流入地点の上下流



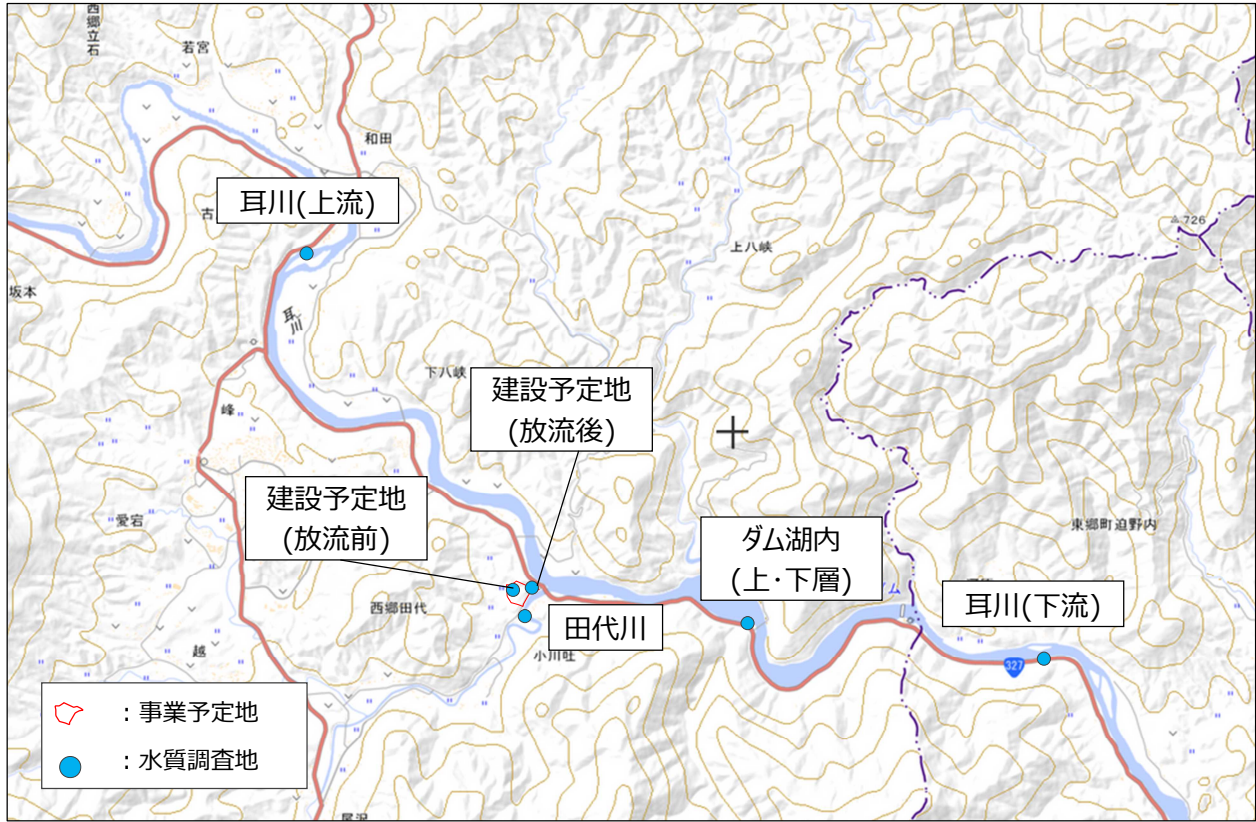


図 11 水質調査（河川）の調査地点（広域）

4.2.2 調査結果

河川水質の調査結果を表 14～表 20 に示す。

■水質（河川）の調査結果

- 冬季調査結果においては環境基準値を超過している項目は無かった。
- 春季調査結果では、建設候補地（放流後）の大腸菌数が基準値を超過していたが、その他の地点・項目においては基準値を満足していた。

表 14 水質の測定結果（建設候補地(放流前)）

項目名	単位	定量下限値	冬季	春季	環境基準(A 類型)
水素イオン濃度(pH)	(測定時水温℃)	－	6.6 (15.8)	7.2 (21.6)	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.2	定量下限値未満	定量下限値未満	2 mg/L 以下
化学的酸素要求量(CODMn)	mg/L	0.2	1.3	1.3	
浮遊物質質量(SS)	mg/L	1	1	定量下限値未満	25 mg/L 以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	0.5	11.6	9.7	7.5 mg/L 以上
大腸菌数	CFU/100mL	1.8	1	85	300CFU/ 100ml 以下
全窒素	mg/L	0.01	0.27	0.38	
全燐	mg/L	0.005	定量下限値未満	0.003	

表 15 水質の測定結果（建設候補地(放流後)）

項目名	単位	定量下限値	冬季	春季	環境基準(A 類型)
水素イオン濃度(pH)	(測定時水温℃)	－	7.4 (16.1)	7.4 (21.1)	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.2	定量下限値未満	定量下限値未満	2 mg/L 以下
化学的酸素要求量(CODMn)	mg/L	0.2	2.9	2.6	
浮遊物質質量(SS)	mg/L	1	4	2	25 mg/L 以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	0.5	12.0	9.9	7.5 mg/L 以上
大腸菌数	CFU/100mL	1.8	8	320	300CFU/ 100ml 以下
全窒素	mg/L	0.01	0.24	0.36	
全燐	mg/L	0.005	0.008	0.012	

表 16 水質の測定結果（田代川）

項目名	単位	定量下限値	冬季	春季	環境基準(A 類型)
水素イオン濃度(pH)	(測定時水温℃)	－	7.6 (16.2)	7.5 (21.1)	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.2	定量下限値未満	0.6	2 mg/L 以下
化学的酸素要求量(CODMn)	mg/L	0.2	1.4	1.1	
浮遊物質質量(SS)	mg/L	1	定量下限値未満	1	25 mg/L 以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	0.5	12.6	12.2	7.5 mg/L 以上
大腸菌数	CFU/100mL	1.8	45	10	300CFU/ 100ml 以下
全窒素	mg/L	0.01	0.73	0.70	
全燐	mg/L	0.005	0.029	0.026	

表 17 水質の測定結果（大内原ダム湖内(上層)）

項目名	単位	定量下限値	冬季	春季	環境基準(A 類型)
水素イオン濃度(pH)	(測定時水温℃)	－	7.4 (16.2)	7.4 (21.3)	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.2	0.5	0.5	2 mg/L 以下
化学的酸素要求量(CODMn)	mg/L	0.2	1.2	1.2	
浮遊物質質量(SS)	mg/L	1	4	3	25 mg/L 以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	0.5	11.7	11.4	7.5 mg/L 以上
大腸菌数	CFU/100mL	1.8	9	4	300CFU/ 100ml 以下
全窒素	mg/L	0.01	0.26	0.27	
全燐	mg/L	0.005	0.011	0.010	

表 18 水質の測定結果（大内原ダム湖内(下層)）

項目名	単位	定量 下限値	冬季	春季	環境基準 (A 類型)
水素イオン濃度 (pH)	(測定時水温℃)	－	7.4 (16.1)	7.5 (21.1)	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	0.2	定量 下限値未満	0.6	2 mg/L 以下
化学的酸素要求量 (CODMn)	mg/L	0.2	0.9	1.3	
浮遊物質量 (SS)	mg/L	1	2	5	25 mg/L 以下
溶存酸素量 (DO)	mg/L	0.5	12.0	11.2	7.5 mg/L 以上
大腸菌数	CFU/100mL	1.8	9	6	300CFU/ 100ml 以下
全窒素	mg/L	0.01	0.23	0.27	
全燐	mg/L	0.005	0.013	0.012	

表 19 水質の測定結果（耳川(上流)）

項目名	単位	定量 下限値	冬季	春季	環境基準 (A 類型)
水素イオン濃度 (pH)	(測定時水温℃)	－	7.4 (15.9)	7.4 (21.5)	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	0.2	定量 下限値未満	定量下限値未満	2 mg/L 以下
化学的酸素要求量 (CODMn)	mg/L	0.2	0.6	1.0	
浮遊物質量 (SS)	mg/L	1	定量 下限値未満	定量下限値未満	25 mg/L 以下
溶存酸素量 (DO)	mg/L	0.5	11.7	11.1	7.5 mg/L 以上
大腸菌数	CFU/100mL	1.8	33	5	300CFU/ 100ml 以下
全窒素	mg/L	0.01	0.23	0.35	
全燐	mg/L	0.005	0.009	0.008	

表 20 水質の測定結果（耳川(下流)）

項目名	単位	定量 下限値	冬季	春季	環境基準 (A 類型)
水素イオン濃度 (pH)	(測定時水温℃)	－	7.2 (15.6)	7.4 (20.6)	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	0.2	定量 下限値未満	0.7	2 mg/L 以下
化学的酸素要求量 (CODMn)	mg/L	0.2	0.8	1.1	
浮遊物質量 (SS)	mg/L	1	1	3	25 mg/L 以下
溶存酸素量 (DO)	mg/L	0.5	11.9	11.4	7.5 mg/L 以上
大腸菌数	CFU/100mL	1.8	1	2	300CFU/ 100ml 以下
全窒素	mg/L	0.01	0.19	0.27	
全燐	mg/L	0.005	0.009	0.011	

4.3 水質（地下水）

4.3.1 調査地点及び調査方法【写真集 9 ページ】

地下水水質の調査方法を表 21 に示す。

表 21 調査方法

項目	方法
水質	観測井戸からの採水（「水質調査方法」（昭和 46 年環境庁水質 保全局）に準拠） 測定項目は、環境基準項目、その他項目、ダイオキシン類、EC、イオン類とする。
地下水位	自記水位計を用いた連続観測

4.3.2 調査結果

地下水水質の調査結果を表 22～表 25 に示す。

- 冬季調査結果では環境基準値を満足していた。
- 春季調査結果では環境基準値を満足していた。
- R06-6（最下流）の溶存イオン濃度は他の地点より高い傾向がみられた。

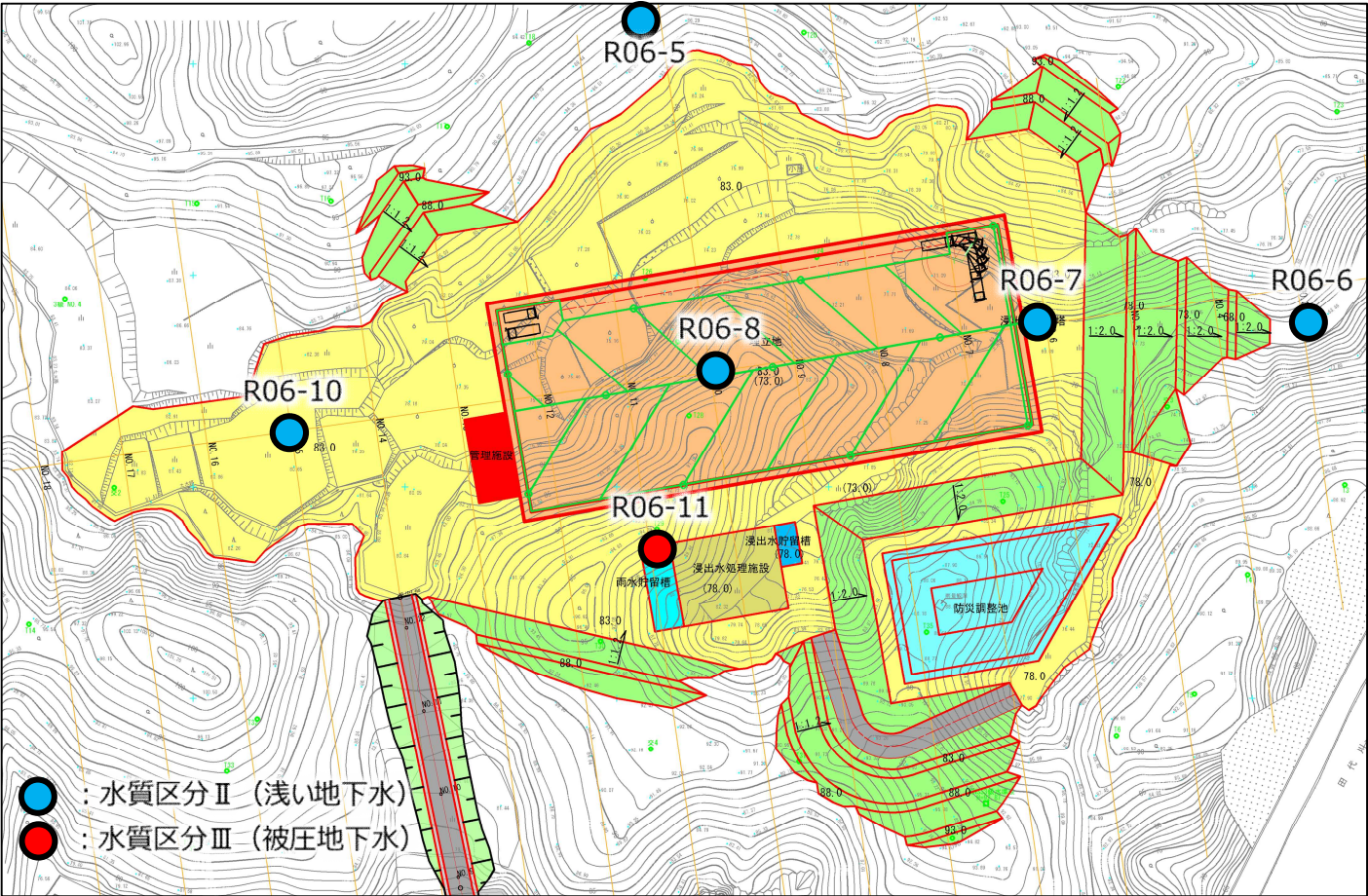


図 12 水質調査（地下水）の調査地点

表 22 地下水水質調査結果（冬季：地下水環境基準）

項目	単位	定量下限値	R06-5	R06-6	R06-7	R06-8	R06-10	R06-11	基準値
カドミウム	mg/L	0.0003	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003 mg/L以下
全シアン	mg/L	0.1	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	検出されないこと。
鉛	mg/L	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01 mg/L以下
六価クロム	mg/L	0.002	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02 mg/L以下
砒素	mg/L	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006	定量下限値未満	0.01 mg/L以下
総水銀	mg/L	0.00005	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	mg/L	0.0005	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	検出されないこと。
P C B	mg/L	0.0005	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	0.002	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	mg/L	0.0002	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002 mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/L	0.0002	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002 mg/L以下
1,2—ジクロロエタン	mg/L	0.0004	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004 mg/L以下
1,1—ジクロロエチレン	mg/L	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1 mg/L以下
1,2—ジクロロエチレン	mg/L	0.004	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04 mg/L以下
1,1,1 — トリクロロエタン	mg/L	0.1	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	1 mg/L以下
1,1,2 — トリクロロエタン	mg/L	0.0006	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01 mg/L以下
1,3—ジクロロプロペン	mg/L	0.0002	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002 mg/L以下
チウラム	mg/L	0.0006	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006 mg/L以下
シマジン	mg/L	0.0003	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	mg/L	0.002	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02 mg/L以下
ベンゼン	mg/L	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01 mg/L以下
セレン	mg/L	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.01	定量下限値未満	0.03	定量下限値未満	定量下限値未満	0.24	0.01	10 mg/L以下
ふっ素	mg/L	0.08	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8 mg/L以下
ほう素	mg/L	0.1	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	1 mg/L以下
1,4—ジオキサン	mg/L	0.005	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05 mg/L以下

表 23 地下水水質調査結果（冬季：その他項目）

項目名	単位	定量下限値	R06-5	R06-6	R06-7	R06-8	R06-10	R06-11
水素イオン濃度 (pH)	— (測定時水温℃)	—	7.4 (16.7)	7.3 (16.2)	6.5 (16.6)	6.7 (16.3)	6.5 (16.1)	6.6 (15.7)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	0.5	定量下限値未満	1.3	0.5	1	定量下限値未満	定量下限値未満
化学的酸素要求量 (CODMn)	mg/L	0.5	定量下限値未満	0.8	1.3	2.3	定量下限値未満	定量下限値未満
浮遊物質 (SS)	mg/L	1	定量下限値未満	7	32	定量下限値未満	17	定量下限値未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	mg/L	0.5	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	mg/L	0.5	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
フェノール類含有量	mg/L	0.5	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
銅含有量	mg/L	0.002	0.008	0.004	0.005	0.006	0.008	0.010
亜鉛含有量	mg/L	0.001	0.016	0.013	0.012	0.017	0.011	0.010
溶解性鉄含有量	mg/L	0.01	0.05	0.39	3.97	0.40	0.66	0.10
溶解性マンガ含有量	mg/L	0.01	定量下限値未満	0.15	0.72	0.65	0.18	定量下限値未満
クロム含有量	mg/L	0.01	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
大腸菌数	CFU/100mL	—	0	1	0	0	0	11
窒素含有量	mg/L	0.01	0.03	0.14	0.08	0.56	0.29	0.04
燐含有量	mg/L	0.001	0.012	0.017	0.013	0.024	0.004	0.037
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	0.029	0.031	0.038	0.030	0.030	0.029
電気伝導率	mS/m	—	9.73	16.5	7.99	10.2	8.61	8.30
ナトリウム	mg/L	0.1	6.8	9.2	4.6	6.5	6.3	8.6
カリウム	mg/L	0.1	4.5	0.7	1.4	4.5	1.6	6.1
カルシウム	mg/L	0.1	5.4	15.1	5.9	6.5	6.5	3.1
マグネシウム	mg/L	0.1	2.2	4.0	2.1	1.1	1.5	1.1
塩化物イオン	mg/L	0.1	2.9	5.3	1.8	2.2	2.2	1.8
硫酸イオン	mg/L	1	定量下限値未満	17	3	7	6	2
炭酸水素イオン	mg/L	0.1	37.3	45.2	29.4	31.4	28.3	33.4
硝酸イオン	mg/L	0.01	0.01	0.09	定量下限値未満	0.02	1.02	0.04
亜硝酸イオン	mg/L	0.001	0.012	0.016	0.014	0.013	0.018	0.012
大腸菌群数 (DOC法)	個/cm3	—	0	1	0	0	0	0

表 24 地下水水質調査結果（春季：地下水環境基準）

項目	単位	定量下限値	R06-5	R06-6	R06-7	R06-8	R06-10	R06-11	基準値
カドミウム	mg/L	0.0003	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003 mg/L以下
全シアン	mg/L	0.1	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	検出されないこと。
鉛	mg/L	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01 mg/L以下
六価クロム	mg/L	0.002	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02 mg/L以下
砒素	mg/L	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01 mg/L以下
総水銀	mg/L	0.00005	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	mg/L	0.0005	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	検出されないこと。
P C B	mg/L	0.0005	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	0.002	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	mg/L	0.0002	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002 mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/L	0.0002	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002 mg/L以下
1,2—ジクロロエタン	mg/L	0.0004	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.004 mg/L以下
1,1—ジクロロエチレン	mg/L	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.1 mg/L以下
1,2—ジクロロエチレン	mg/L	0.004	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.04 mg/L以下
1,1,1 — トリクロロエタン	mg/L	0.1	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	1 mg/L以下
1,1,2 — トリクロロエタン	mg/L	0.0006	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01 mg/L以下
1,3—ジクロロプロペン	mg/L	0.0002	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.002 mg/L以下
チウラム	mg/L	0.0006	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.006 mg/L以下
シマジン	mg/L	0.0003	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	mg/L	0.002	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.02 mg/L以下
ベンゼン	mg/L	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01 mg/L以下
セレン	mg/L	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.01	0.02	0.04	定量下限値未満	定量下限値未満	0.67	定量下限値未満	10 mg/L以下
ふっ素	mg/L	0.08	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.8 mg/L以下
ほう素	mg/L	0.1	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	1 mg/L以下
1,4—ジオキサン	mg/L	0.005	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	0.05 mg/L以下

表 25 地下水水質調査結果（春季：その他項目）

項目名	単位	定量下限値	R06-5	R06-6	R06-7	R06-8	R06-10	R06-11
水素イオン濃度 (pH)	－（測定時水温℃）	－	7.4（21.4）	7.4（20.5）	6.6（20.4）	7.1（21.8）	6.7（21.2）	7.0（21.4）
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	0.5	1.1	0.9	1.0	1.0	定量下限値未満	定量下限値未満
化学的酸素要求量 (CODMn)	mg/L	0.5	1.4	1.0	1.5	1.2	0.5	定量下限値未満
浮遊物質（SS）	mg/L	1	2	4	8	定量下限値未満	3	2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	mg/L	0.5	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	mg/L	0.5	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
フェノール類含有量	mg/L	0.5	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
銅含有量	mg/L	0.002	0.002	0.003	0.002	0.003	0.003	0.003
亜鉛含有量	mg/L	0.001	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
溶解性鉄含有量	mg/L	0.01	0.11	0.31	5.42	0.60	0.05	0.12
溶解性マンガ含有量	mg/L	0.01	0.01	0.15	0.57	0.89	0.03	定量下限値未満
クロム含有量	mg/L	0.01	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満	定量下限値未満
大腸菌数	CFU/100mL	－	2	0	0	0	55	0
窒素含有量	mg/L	0.01	0.31	0.11	0.05	0.13	0.81	0.01
燐含有量	mg/L	0.001	0.009	0.014	0.018	0.020	0.006	0.043
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	－	0.037	0.031	0.037	0.038	0.10	0.030
電気伝導率	mS/m	－	9.04	18.7	7.09	10.4	6.18	8.29
ナトリウム	mg/L	0.1	6.8	10.9	4.6	7.1	5.0	8.6
カリウム	mg/L	0.1	4.5	0.8	1.3	6.3	1.0	6.3
カルシウム	mg/L	0.1	6.2	20.1	5.8	7.3	3.5	3.7
マグネシウム	mg/L	0.1	2.3	5.0	1.9	2.2	2.0	1.3
塩化物イオン	mg/L	0.1	3.3	6.1	2.2	2.0	2.3	1.6
硫酸イオン	mg/L	1	定量下限値未満	20	3	5	4	1
炭酸水素イオン	mg/L	0.1	43.1	79.5	35.5	54.0	31.0	49.5
硝酸イオン	mg/L	0.01	0.07	0.17	定量下限値未満	定量下限値未満	2.97	0.03
亜硝酸イオン	mg/L	0.001	0.002	0.013	0.001	0.003	0.003	0.002

5. （参考）水質調査項目と分析方法

表 26 水質調査項目の分析方法		
採取場所	水質調査項目	分析試験方法
河川	生物化学的酸素要求量(BOD)	日本工業規格（以下、規格という）K0102※1の21に定める方法
	化学的酸素要求量(COD)	規格 K0102 の 17 に定める方法
	燐含有量(T-P)	規格 K0102 の 46.3 に定める方法
	窒素含有量(T-N)	規格 K0102 の 45.4 に定める方法
	浮遊物質(SS)	付表 9※2に掲げる方法
	その他の生活環境項目	表 27 参照
	ダイオキシン類	規格 K0312※3に定める方法
	健康項目	表 28 参照
	水道水質基準項目	表 29 参照

※1 規格 K0102 : <https://www.kikakurui.com/k0/K0102-2019-01.html>

※2 規格 K0312 : <https://www.kikakurui.com/k0/K0312-2020-01.html>

※3 付表 : <https://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

表 27 生活環境項目の分析方法		
No.	項目	分析試験方法
1	pH（水素イオン濃度）	日本工業規格（以下、規格という）K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
2	大腸菌数	特定酵素基質寒天培地によるメンブランフィルター法
3	溶存酸素量	規格 K0102 の 32 に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
4	n-ヘキサン抽出物質（鉱油類、動植物油類）	付表 11 に掲げる方法
5	フェノール類含有量	規格 K0102 の 28.1 に定める方法
6	銅含有量	規格 K0102 の 52.2、52.3、52.4 又は 52.5 に定める方法
7	亜鉛含有量	規格 K0102 の 53 に定める方法
8	溶解性鉄含有量	規格 K0102 の 57.2、57.3 又は 57.4 に定める方法
9	溶解性マンガン含有量	規格 K0102 の 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法
10	クロム含有量	規格 K0102 の 65.1 に定める方法

表 28 健康項目の分析方法		
No.	項目	分析試験方法
1	カドミウム	日本工業規格（以下、規格という）K0102の55に定める方法
2	全シアン	規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
3	鉛	規格 K0102 の 54 に定める方法
4	六価クロム	規格 K0102 の 65.2 に定める方法
5	砒素	規格 K0102 の 61.2 又は 61.3 に定める方法
6	総水銀	付表 2 に掲げる方法
7	アルキル水銀	付表 3 に掲げる方法
8	PCB	付表 4 に掲げる方法
9	ジクロロメタン	規格 K0125※1の5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
10	四塩化炭素	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
11	1,2-ジクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
12	1,1-ジクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
14	1,1,1-トリクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
15	1,1,2-トリクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
16	トリクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
17	テトラクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
18	1,3-ジクロロプロペン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
19	チウラム	付表 5 に掲げる方法
20	シマジン	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
21	チオベンカルブ	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
22	ベンゼン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
23	セレン	規格 K0102 の 67.2 又は 67.3 に定める方法
24	硝酸性・亜硝酸性窒素	硝酸性窒素は規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素は規格 K0102 の 43.1 に定める方法
25	ふっ素	規格 K0102 の 34.1 に定める方法又は付表 7 に掲げる方法
26	ほう素	規格 K0102 の 47.1 若しくは 47.3 に定める方法
27	1,4-ジオキサン	付表 8 に掲げる方法

※1 規格 K0125 : <https://www.kikakurui.com/k0/K0125-2016-01.html>

表 29 (1) 水道水質基準項目の分析方法

No.	項目	分析試験方法
1	一般細菌	別表第一に定める方法
2	大腸菌	別表第二に定める方法
3	カドミウム及びその化合物	別表第三、別表第五又は別表第六に定める方法
4	水銀及びその化合物	別表第七に定める方法
5	セレン及びその化合物	別表第三、別表第六、別表第八又は別表第九に定める方法
6	鉛及びその化合物	別表第三、別表第五又は別表第六に定める方法
7	ヒ素及びその化合物	別表第三、別表第六、別表第十又は別表第十一に定める方法
8	六価クロム化合物	別表第三、別表第五又は別表第六に定める方法
9	亜硝酸態窒素	別表第十三に定める方法
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	別表第十二に定める方法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	別表第十三に定める方法
12	フッ素及びその化合物	別表第十三に定める方法
13	ホウ素及びその化合物	別表第五又は別表第六に定める方法
14	四塩化炭素	別表第十四又は別表第十五に定める方法
15	1,4-ジオキサン	別表第十四、別表第十五又は別表第十六に定める方法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	別表第十四又は別表第十五に定める方法
17	ジクロロメタン	別表第十四又は別表第十五に定める方法
18	テトラクロロエチレン	別表第十四又は別表第十五に定める方法
19	トリクロロエチレン	別表第十四又は別表第十五に定める方法
20	ベンゼン	別表第十四又は別表第十五に定める方法
21	塩素酸	別表第十三又は別表第十八の二に定める方法
22	クロロ酢酸	別表第十七又は別表第十七の二に定める方法
23	クロロホルム	別表第十四又は別表第十五に定める方法
24	ジクロロ酢酸	別表第十七又は別表第十七の二に定める方法
25	ジブromクロロメタン	別表第十四又は別表第十五に定める方法
26	臭素酸	別表第十八又は別表第十八の二に定める方法
27	総トリハロメタン	クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムごとに、それぞれ第二十四号、第二十六号、第三十号及び第三十一号に掲げる方法

表 30 (2) 水道水質基準項目の分析方法

No.	項目	分析試験方法
28	トリクロロ酢酸	別表第十七又は別表第十七の二に定める方法
29	ブromジクロロメタン	別表第十四又は別表第十五に定める方法
30	ブromホルム	別表第十四又は別表第十五に定める方法
31	ホルムアルデヒド	別表第十九、別表第十九の二又は別表第十九の三に定める方法
32	亜鉛及びその化合物	別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六に定める方法
33	アルミニウム及びその化合物	別表第三、別表第五又は別表第六に定める方法
34	鉄及びその化合物	別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六に定める方法
35	銅及びその化合物	別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六に定める方法
36	ナトリウム及びその化合物	別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第二十に定める方法
37	マンガン及びその化合物	別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六に定める方法
38	塩化物イオン	別表第十三又は別表第二十一に定める方法
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	別表第四、別表第五、別表第六、別表第二十又は別表第二十二に定める方法
40	蒸発残留物	別表第二十三に定める方法
41	陰イオン界面活性剤	別表第二十四又は別表第二十四の二に定める方法
42	ジオスミン	別表第二十五、別表第二十六、別表第二十七又は別表第二十七の二に定める方法
43	2-メチルイソボルネオール	別表第二十五、別表第二十六、別表第二十七又は別表第二十七の二に定める方法
44	非イオン界面活性剤	別表第二十八又は別表第二十八の二に定める方法
45	フェノール類	別表第二十九又は別表第二十九の二に定める方法
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	別表第三十に定める方法
47	pH 値	別表第三十一又は別表第三十二に定める方法
48	味	別表第三十三に定める方法
49	臭気	別表第三十四に定める方法
50	色度	別表第三十五、別表第三十六又は別表第三十七に定める方法
51	濁度	別表第三十八、別表第三十九、別表第四十、別表第四十一、別表第四十二、別表第四十三又は別表第四十四に定める方法

※1 規格 K0125 : <https://kikakurui.com/k0/K0125-2016-01.html>※2 規格 K0102 : <https://www.kikakurui.com/k0/K0102-2019-01.html>※2 付表 : <https://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

表 31 (1) 地下水の環境基準項目

項目	測定方法
カドミウム	日本工業規格 K 0102(以下「規格」という。)55 に定める方法
全シアン	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	規格 54 に定める方法
六価クロム	規格 65.2 に定める方法
砒素	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
P C B	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	付表に掲げる方法
1,2—ジクロロエタン	規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1—ジクロロエチレン	規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2—ジクロロエチレン	シス体にあつては規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1—トリクロロエタン	規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2—トリクロロエタン	規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	規格 K 0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3—ジクロロプロペン	規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法

表 32 (2) 地下水の環境基準項目

項目	測定方法
シマジン	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	規格 K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1(c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び公共用水域告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4—ジオキサン	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法